

岐阜県公報

号外(五) 令和三年二月十二日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部七の項第三号中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改め、同項中第八十六号を第八十七号とし、第八十三号から第八十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八十二号を削り、同項第八十一号中「第五十条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「報告」の下に「又は感染の防止に必要な協力」を加え、同号を同項第八十三号とし、同項中第八十号を第八十二号とし、第六十六号から第七十九号までを二号ずつ繰り下げ、第六十五号を削り、同項第六十四号中「第四十四条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「報告」の下に「又は感染の防止に必要な協力」を加え、同号を同項第六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

66 法第四十四条の三第四項(法第五十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により食事の提供等を行うこと。

67 法第四十四条の三第六項(法第五十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により市町村長と連携すること。

別表第三保健所長の部七の項中第六十三号を第六十四号とし、第六十号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五十九号中「第三十七条第三項」を「第三十七条第

訓令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三感染症対策推進課の表二の項部長専決事項の欄中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

10 法第四十四条の三第七項（法第五十条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の宿泊施設の確保

号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

4 法第十六条の二第二項及び第三項の規定による勧告及び公表

5 法第二十二条の三（法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第四十八条の三の入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整

この訓令は、令和三年二月十三日から施行する。

附則

この訓令は、令和三年二月十三日から施行する。

四項」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第五十八号を第五十九号とし、第二十四号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「法第二十六条において準用する場合を含む。次号から第三十二号までにおいて同じ。」を削り、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、同項第十九号中「第二十二号」を「第三十三号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十八号を第十九号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第十六条の二」を「第十六条の二第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

附則

この規則は、令和三年二月十三日から施行する。

4 法第十五条第八項の規定により質問又は必要な調査に応ずべきことを命ずること。

令和三年二月十二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社